吉野川市告示第１２５号

子育て応援吉野川市特別給付金支給要綱を次のように定める。

令和８年１１月１１日

吉野川市長　　原　井　　敬

子育て応援吉野川市特別給付金支給要綱

（趣旨）

第１条　この告示は、物価高騰に直面する子育て世帯を支援するため、予算の範囲内において支給する子育て応援吉野川市特別給付金（以下「給付金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象児童）

第２条　この告示において、給付金の算定の基礎となる児童（以下「対象児童」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

（１）　平成２０年４月２日から令和８年１２月１日までに出生した児童であって、令和８年１２月１日において本市の住民基本台帳に記録されているもの

（２）　令和８年１２月２日から令和９年３月３１日までに出生した児童であって、出生の日において本市の住民基本台帳に記録されているもの

（支給対象者）

第３条　給付金の支給を受けることができる者（以下「支給対象者」という。）は、対象児童を監護する父又は母とする。

２　市長は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する者が対象児童を監護していない等の理由により、父又は母に給付金を支給することが困難であると認める場合は、対象児童と同居し、及びこれを監護する者であって、対象児童と生計を同じくするものを支給対象者とすることができる。

（給付金の支給額）

第４条　支給対象者に対して支給する給付金の金額は、対象児童１人につき５千円とする。

（一般支給対象者に対する支給の申入れ等）

第５条　市長は、一般支給対象者（市が支給している児童手当及び物価高対応子育て応援手当（吉野川市物価高対応子育て応援手当支給実施要綱（令和８年吉野川市告示第４号）の規定により支給する手当をいう。以下同じ。）の受給記

録等に基づき、給付金の支給の資格を確認する者をいう。以下同じ。）に対し、給付金の支給の申入れ（以下「申入れ」という。）を行うものとする。

２　一般支給対象者は、申入れを受けたときは、給付金の受給の拒否を届け出ることができる。

３　市長は、申入れの日から１４日以内に前項の届出がないときは、速やかに給付金の支給の決定（以下「支給決定」という。）を行うものとする。

（一般支給対象者に対する支給の方式）

第６条　一般支給対象者に対する支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行うものとする。

（１）　申入れ時点で市が把握している児童手当又は物価高対応子育て応援手当振込時における指定口座（以下「児童手当等口座」という。）に振り込む方式

（２）　一般支給対象者が支給決定前に児童手当等口座の変更を届け出て、市が当該届出をした指定口座に振り込む方式

（３）　一般支給対象者が支給決定前に現金により受け取る旨を申し出て、市の窓口で現金を交付することにより支給する方式（一般支給対象者が金融機関に口座を開設していない場合、金融機関から著しく離れた場所に居住している場合その他前２号に掲げる方式による支給が困難な場合に限る。）

（一般支給対象者以外の支給対象者に係る申請等）

第７条　一般支給対象者以外の支給対象者（以下「申請者」という。）は、給付金の支給を受けようとするときは、市長が別に定める期間内に、市長に申請しなければならない。

２　前項の規定による申請に係る給付金の支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。

（１）　申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

（２）　市の窓口で現金を交付することにより支給する方式（申請者が金融機関に口座を開設していない場合、金融機関から著しく離れた場所に居住している場合その他前号に掲げる方式による支給が困難な場合に限る。）

３　市長は、第１項の規定による申請の際、必要に応じて、身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該申請者の本人確認を行うものとする。

（代理による申請）

第８条　代理により前条第１項の規定による申請を行うことができる者は、当該申請者が指定した者その他市長が適当と認める者とする。

（申請者に係る支給の決定）

第９条　市長は、第７条第１項の規定による申請があったときは、速やかに内容

を確認の上、支給決定を行うものとする。

（支給等に関する周知）

第１０条　市長は、給付金の支給に当たり、支給対象者及び対象児童の要件、申請の方法、受付期間等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行うものとする。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第１１条　市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、申請者が第７条第１項に定める期間に申請しなかった場合は、当該申請者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

２　市長が第５条第３項の規定による支給決定を行った後、市が把握する児童手当等口座（支給までに指定口座の変更を届け出ている場合は、当該届出をした指定口座）に給付金の支給手続を行ったにもかかわらず、令和９年３月３１日までに指定口座への振込が口座解約、変更等によりできない場合は、当該支給決定は取り消すものとする。

３　市長が第９条の規定により支給決定を行った後、申請内容の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請内容の補正が行われないことその他申請者の責に帰すべき事由により支給することができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

（不当利得の返還）

第１２条　市長は、給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しないことが明らかになった者又は偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った給付金の返還を求めるものとする。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第１３条　給付金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

（補則）

第１４条　この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、令和８年１２月１日から施行する。

（この告示の失効）

２　この告示は、令和９年６月３０日限り、その効力を失う。

（失効に伴う経過措置）

３　この告示の失効の際現に給付金の支給を受けた者については、第１２条の規定は、前項の規定にかかわらず、なおその効力を有する。